

令和8年3月30日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

松崎町長

市町村名 (市町村コード)	松崎町 (223051)
地域名 (地域内農業集落名)	松崎・中川・岩科・三浦地区 (江奈・桜田、那賀、山口、南郷、船田・峰輪、門野、石部)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年3月25日 (第6回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<p>(江奈・桜田) まとまった水田が存在する地区。今後、農地の出し手になる可能性が高い、65歳以上かつ後継者がいない人が全体の半数以上を占めている。 水田の大半は約5aの小規模な区画である。機械を所有する農業者の主要作業の受託が行われており、飯米農家等の負担軽減につながっている。一方で、作業受託者の受託面積拡大が難しくなっている。 既に耕作を辞めている地権者が半数程度おり、地域内に規模拡大希望者がいないことから、受け手が見つからず耕作されない農地が一部みられる。農業を辞めたい及び規模縮小を希望する者も含めると6割以上を占め、荒廃農地の拡大が懸念される。</p> <p>(那賀) まとまった水田が存在する地区。水田の大半は約5aの小規模な区画である。近年、鳥獣被害が発生しており、深刻になると耕作意欲の低下につながる可能性がある。 中心経営体は有機農業等にも取り組んでおり、新規農業者も耕作しているが、地域内に規模拡大希望者がいないことから、受け手が見つからず耕作されない農地が一部みられる。農道拡幅等の基盤整備も進んでいるので、荒廃農地の拡大を防いでいきたい。</p> <p>(山口) まとまった水田が存在する地区。近年、鳥獣被害が発生しており、深刻になると耕作意欲の低下につながる可能性がある。 水田の大半は約5aの小規模な区画である。中心経営体や飯米農家を中心に耕作されている箇所は多いが、後継者の見込みのない農地が多く、耕作の継続性が懸念される。</p> <p>(南郷) 基盤整備事業により鮎川地区に2.8haの優良農地が創出され、町内外の耕作者により全農地で耕作が予定されている。長期に渡り安定的な営農が継続されるよう、関係機関と連携しながら支援していく。</p> <p>(船田・峰輪) 基盤整備事業により小山地区に3.8haの優良農地が創出され、令和8年度から法人を含めた耕作者により全農地で耕作が予定されている。長期に渡り安定的な営農が継続されるよう、関係機関と連携しながら支援していく。</p> <p>(門野) 柑橋のまとまった樹園地が存在する地区。7.6haの樹園地で集落協定を締結して営農している。協定により一部の作業を協働で行っているため安定的な営農がなされているが、耕作者の高齢化による離農が懸念される。</p> <p>(石部) 棚田により水稻栽培をしている地区。3.6haの棚田で集落協定を締結し、オーナー制を用いて営農している。町外者を含めた会を組織し、日常的な営農活動を行っているが、会員の減少や高齢化により長期的な営農の継続が危惧される。</p>
--

(2) 地域における農業の将来の在り方

<p>各地区とも中心作物の生産を継続することを基本とするが、地域農業維持のためには中心経営体以外の耕作や地域外からの耕作者の参入が必要となることから、作業受委託を活用した従来の中心作物の耕作の継続の他、新規耕作者の意向を踏まえた新たな作物の産地化を基盤整備事業の実施も含め検討していく。 水田については、畦畔撤去による農地1区画の拡大化を推進し、農作業効率、生産性の向上を図っていく。 中心経営体等の耕作が難しい農地は、荒廃化して周囲の耕作地に悪影響を与えないよう保全管理を行い、既存の営農環境を維持するとともに、耕作希望者が現れた際に営農を再開しやすい農地環境を維持するよう推進していく。</p>

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	53.6 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	53.6 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地の間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

作業受委託の受託面積拡大や農地中間管理機構を活用して、認定農業者や地域外の新規就農者などの耕作面積の拡大を進め、担い手への農地集積を図っていく。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

農地中間管理機構への農地貸付を推進しつつ、担い手の経営意向を考慮し、農業委員・推進員とも話し合った上で段階的に集約化を進めていく。

(3) 基盤整備事業への取組方針

担い手のニーズを踏まえ、農地中間管理機構関連農地整備事業を活用し、農用地の大区画化・汎用化等のための基盤整備を2030年度までに実施する。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

県、町、JAが連携して地域内外から多様な経営体を募集し、栽培技術や農業用機械のレンタル、共同施設利用などの支援や生産する農地を斡旋することで、相談から定着まで切れ目ない取り組みを展開する。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

高齢者が多くなっている作業受託をJAまたは、地域内で共同で作業していく組織でできないか協議を進めていく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシやシカの被害が拡大しないよう防止柵を設置するとともに、目撃情報や被害情報があった場合には速やかに対応できる体制を構築する。併せて地域内外から捕獲人材の確保・育成を進める。
 ②保全管理は草刈りの他、田への菜の花・野バラ・ひまわりなどの植栽を検討していく。